

2012年度 修士論文

東京都における車いすテニスレッスンの
普及に関する研究

A study of popularization of wheelchair
tennis lessons in Tokyo

早稲田大学 大学院スポーツ科学研究科
スポーツ科学専攻 スポーツクラブマネジメントコース

5012A309-0

後藤 淳子

Goto Junko

研究指導教員：間野 義之 教授

目次

第1章 序論・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第1節 緒言

第1項 東京都における障害者スポーツの現状

第2項 東京都における車いすテニスの現状

第3項 障害のある人の実態調査

第4項 諸外国における障害者スポーツの状況

第2節 先行研究

第1項 障害者スポーツ施設に関する研究

第2項 障害者スポーツ参加を阻む要因に関する研究

第3項 先行研究のまとめ

第3節 研究の目的

第2章 研究の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

第1節 質的研究について

第2節 予備調査

第1項 対象者

第2項 調査方法と期間

第3項 アンケート調査結果

第3節 本調査

第1項 対象者

第2項 調査方法と期間

第3項 倫理的配慮

第4項 分析手法

第4節 データ分析

第5節 信頼性と客観性の検証

第3章 結果と考察・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

第1節 車いすテニスレッスンを促進する要因

第2節 考察

第1項 ニーズ

第2項 人的資源

第3項 施設

第4項 事業性

第5項 情報

第6項 経営理念

第7項 世論形成

第4章 結論・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37

第1節 まとめ

第2節 提言

第3節 本研究の限界と今後の課題

引用・参考文献・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40

付録・質問用紙・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42

謝辞・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46

第1章 序論

第1節 緒言

第1項 東京都における障害者スポーツの現状

パラリンピックで2連覇を達成した国枝選手の車いすテニス競技は大きな話題となった。また、平成23年8月24日から施行になったスポーツ基本法には、障害者スポーツが盛り込まれるなど、わが国の障害者スポーツを取り巻く環境や法的根拠も変わりつつある。

しかし、東京都障害者スポーツ振興計画（東京都スポーツ振興局、2012）では、障害のある人が身近にスポーツを実践できる場所の確保が困難であることや、障害者スポーツを支える人材の不足などがあげられており（図1）、障害者の誰もが容易にスポーツに参加できる環境は整えられているとは言えない（藤田、2003）。

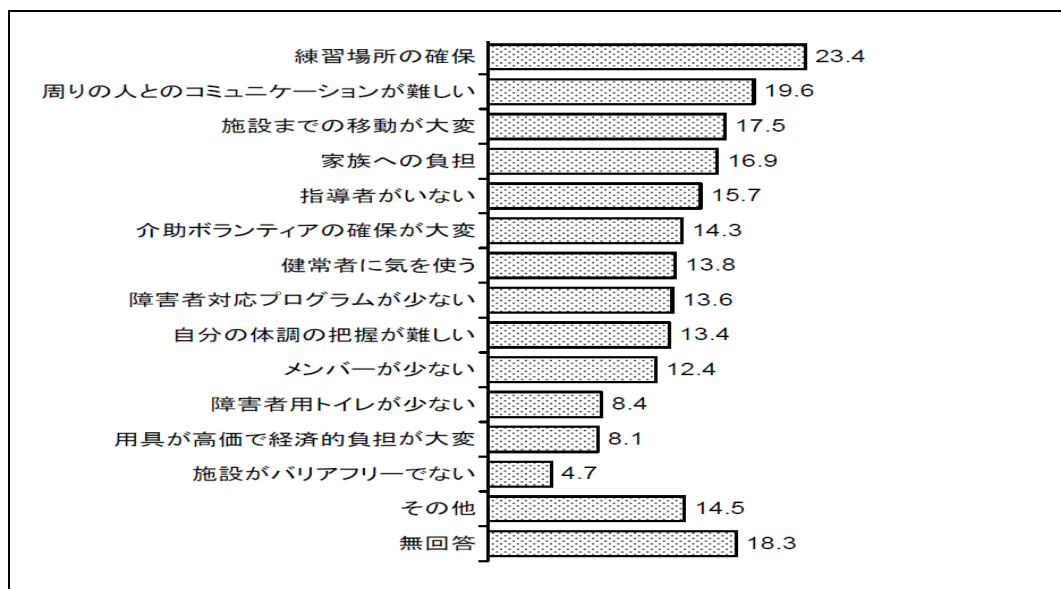


図1 スポーツや運動を行う上での困りごと（複数回答あり）% n = 491

（出典 東京都障害者スポーツ振興計画（2012） 東京都スポーツ振興局）

東京都スポーツ振興局でも、平成23年度から障害者スポーツ振興の本格的な推進に着手したところではあるが、障害があっても楽しめるスポーツもあることや

スポーツの効用についての情報発信、障害者スポーツに関する相談機能の整備、身近な地域でスポーツを楽しめる仲間づくりや場の整備、スポーツを支える人材の確保等、さまざまな課題があげられている。

第2項 東京都における車いすテニスの現状

プロ宣言をした車いすテニスの国枝選手は、障害のある子どもたちにもプロのスポーツ選手になれるのだという夢を与えたいと述べている（伊藤、2012）。しかし、車いすテニスをやりたいと思っても、車いすの子どもたちが車いすテニスができるのは東京都内の場合、2ヶ所の障害者スポーツセンターだけである。民間が運営している車いすテニスのスクールを探しても東京都内においてはゼロであり、車いすの人がテニススクールに入りたいと思っても、東京都内で入れる民間のテニススクールは皆無というのが現状である。

図2は笹川スポーツ財団が調査した全国の障害者スポーツセンターの設置数で、図3は障害者スポーツセンター内の施設数であるが、テニスコートは全国でも12箇所しかなく、この結果から見ても、障害者が利用しやすいテニスコートの不足は容易に推測される。

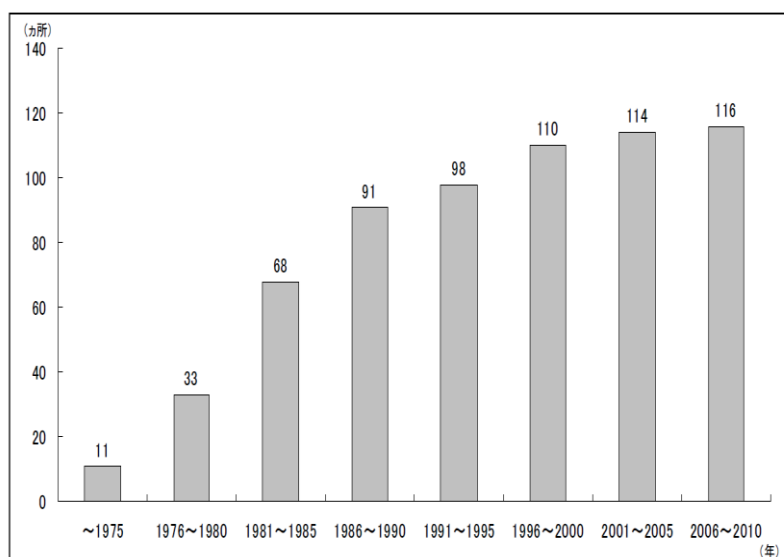


図2 全国の障害者スポーツセンター設置数

(出典 障害者スポーツ施設に関する研究報告書(2010) 笹川スポーツ財団)

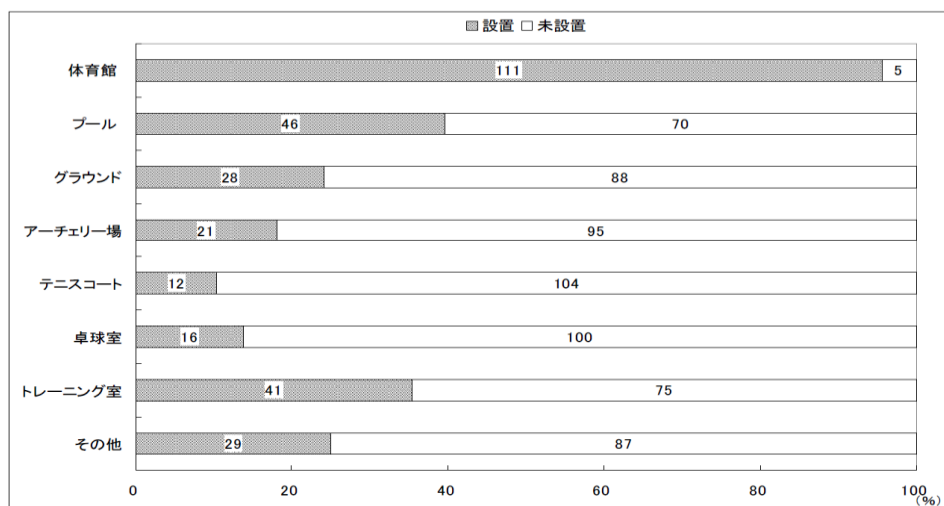


図3 全国の障害者スポーツセンター内施設数

(出典 障害者スポーツ施設に関する研究報告書(2010) 笹川スポーツ財団)

第3項 障害のある人の実態調査

平成22年度末時点で、東京都内の障害者数は、身体障害者459,200人、知的障害者69,807人、精神障害者61,880人、3障害計で約59万人となっており、都民全体の4.5%を占めている(図4)。

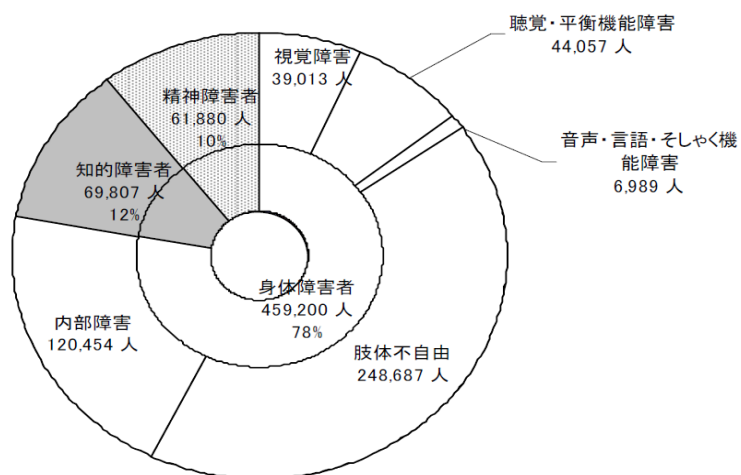


図4 障害別手帳交付状況(東京都 平成22年度末)

(出典 東京都福祉保健局「福祉・衛生 統計年報(平成22年度)」)

東京都障害者スポーツ振興計画(2012)における障害のある人の実態調査による

と、スポーツ活動に取り組む障害のある人の割合は、スポーツや運動を「定期的にしている」、「不定期だが時々している」を合わせて66.1%となっている。障害のある人のうち、頻度にかかわらずスポーツや運動をしている人の割合は66.1%であり、障害別で見ると、身体障害者62.5%、知的障害者83.3%、精神障害者60.0%となっている（図5）。

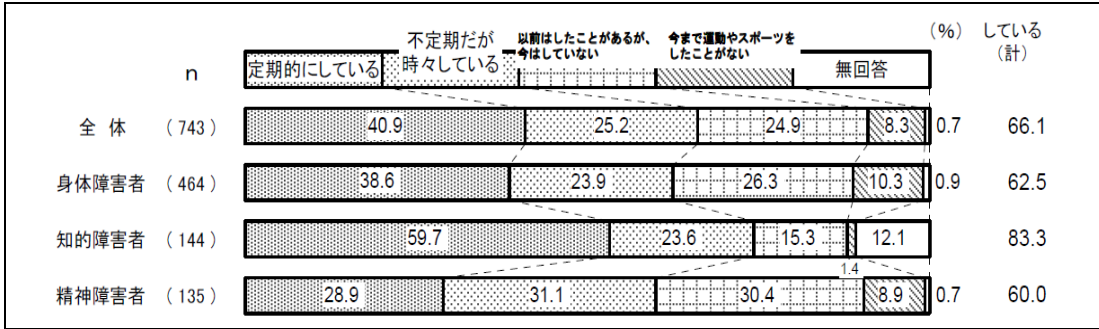


図5 スポーツや運動の実施程度（障害のある人の実態調査）
（出典 東京都障害者スポーツ振興計画(2012) 東京都スポーツ振興局）

スポーツや運動を「定期的に」または「不定期だが時々」している人に、1年間のスポーツや運動を行った日数を聞いたところ、回答者全体では「週3日以上（年151日以上）」（33.0%）が最も多く、「週に1～2日（年51日～150日）」（30.8%）、「月に1～2日（年12日～50日）」（22.4%）と続いている。週に1日以上スポーツや運動を行っているのは63.8%と、6割台半ば近くとなっており（図6）、都民対象の世論調査の結果と比べると、スポーツをしている障害者の活動頻度が高いことがわかる（図7）。

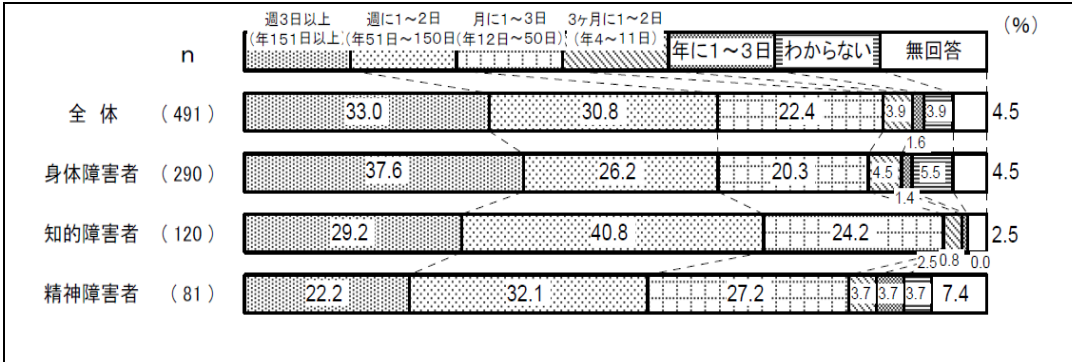


図6 1年間にスポーツや運動を行った日数（障害のある人の実態調査）
（出典 東京都障害者スポーツ振興計画(2012) 東京都スポーツ振興局）

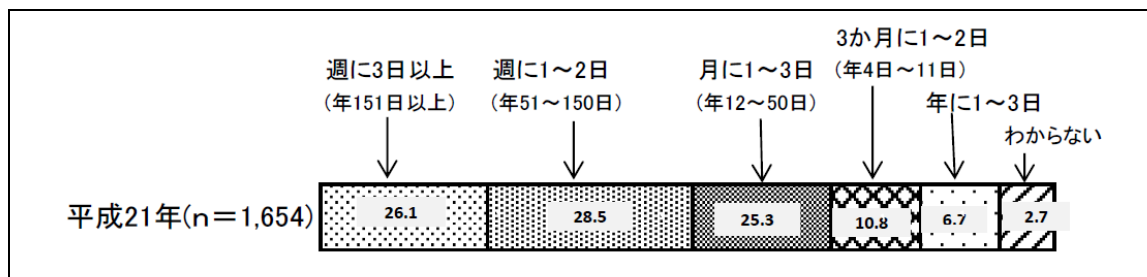


図7 この1年間に行ったスポーツ・運動の日数（都民対象の世論調査）

（出典 東京都障害者スポーツ振興計画(2012) 東京都スポーツ振興局）

障害者がスポーツを行う上で必要なことについて、「スポーツをしている」、「スポーツをしていない」に関わらず全員に聞いたところ、「1. 障害者が利用できるスポーツ施設」（72.6%）の希望が7割強で最も高く、以下、「2. スポーツ施設のバリアフリー化」（70.1%）、「10. 障害者スポーツの指導者の確保」（69.5%）、「18. スポーツ指導者の障害者スポーツへの理解」（67.6%）、「12. 介助等のボランティアの確保」（67.5%）等が、いずれも6割台半ばを超えて続いている（図8）。このことから、障害者スポーツにとっての課題として、スポーツ活動をする場の確保や、障害特性等に応じて適切に対応できる人材の確保などを挙げる事ができる。

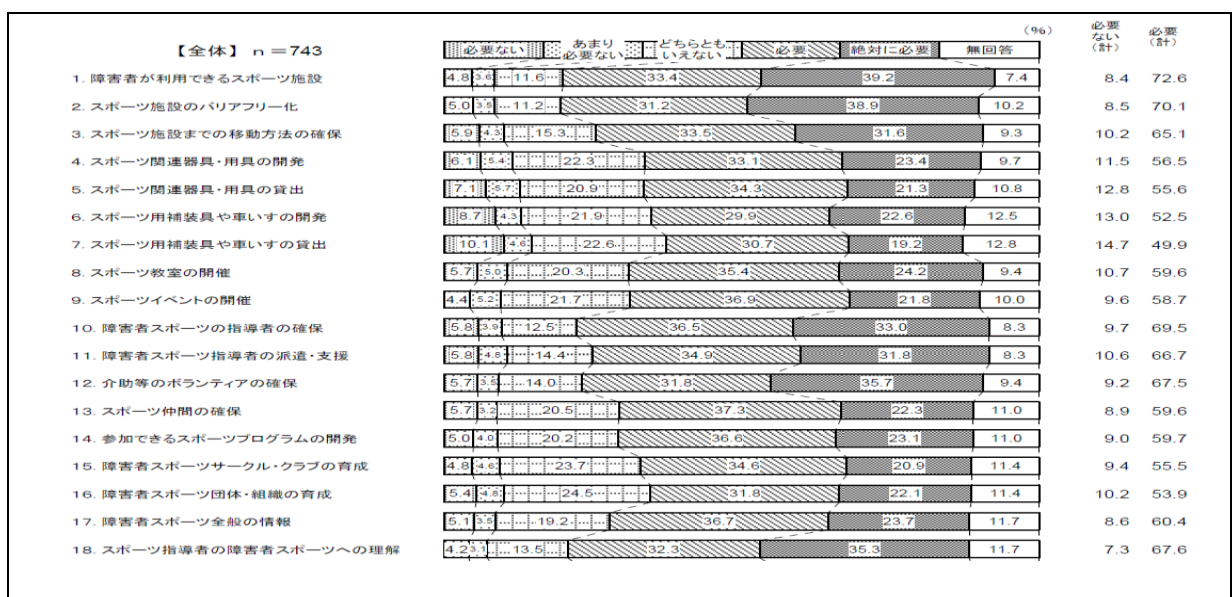


図8 障害者がスポーツ・運動を行う上で必要な事（障害のある人の実態調査）（複数回答）

（出典 東京都障害者スポーツ振興計画(2012) 東京都スポーツ振興局）

スポーツや運動を「定期的に」、または、「不定期だが時々している」人のスポーツや運動を行う目的として上位に挙げられた回答は、「健康の維持・増進」(70.7%)、「楽しみや余暇活動」(54.0%)、「運動不足を感じるから」(43.4%)、「友達や家族、仲間との交流」(33.2%)、「肥満解消のため」(32.2%)となっており(図9)、これは都民を対象とした調査「都民対象の世論調査」のスポーツや運動を行った理由の回答順位とほぼ同じである(図10)。

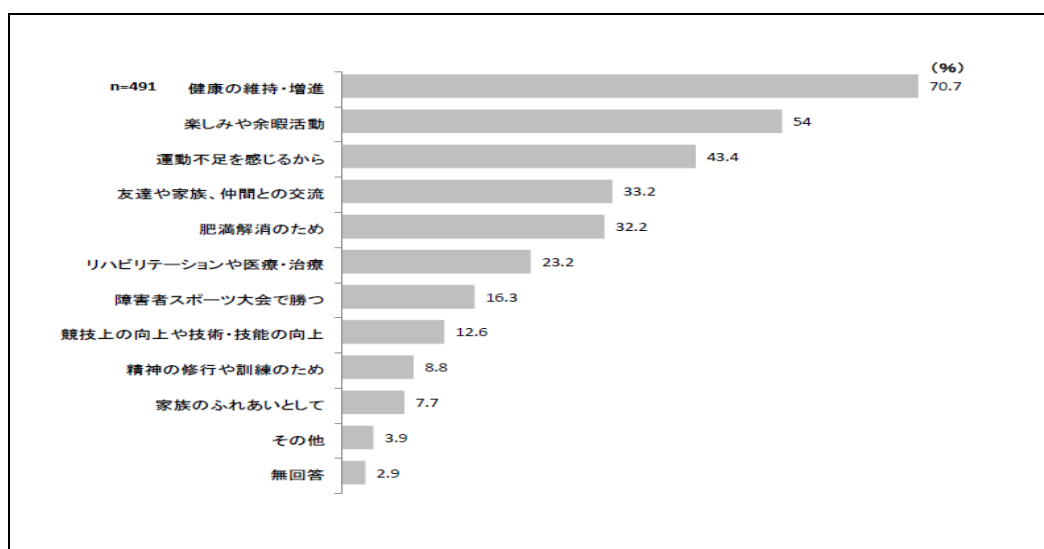


図9 スポーツや運動を行う目的(障害のある人の実態調査)(複数回答)
(出典 東京都障害者スポーツ振興計画(2012) 東京都スポーツ振興局)

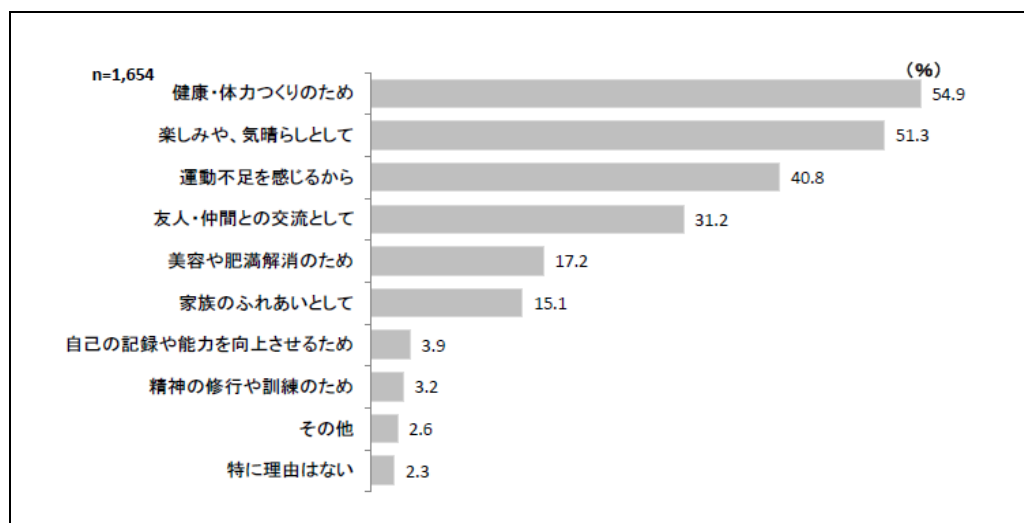


図10 スポーツ・運動を行った理由(都民対象の世論調査)(複数回答)
(出典 東京都障害者スポーツ振興計画(2012) 東京都スポーツ振興局)

第4項 諸外国における障害者スポーツの状況

<オーストラリア>

コーエン（1980）によるスポーツ・レクリエーションに関する文書（Sport and Recreation Discussion Paper）の発表を機に、スポーツ・フォー・オールという考え方の下に、障害者を含む全ての人に対するスポーツの取り組みが本格的に始まり、障害者スポーツに対する政策として、障害者も使用できる施設整備なども、政策課題として取り上げられるようになった。

オーストラリア・スポーツ研究所(AIS)が設立された1981年度のスポーツ関連予算が1,300万豪ドル（約10億6,600万円）、1982年度が1,400万豪ドル（約11億4,800万円）であったのに対し、1983年度には2,300万豪ドル（約18億8,600万円）が障害者も利用可能な施設整備のため投入された。

スポーツ・フォー・オールの推進をさらに推し進めたのが、連邦法である1992年の障害者差別禁止法(Disability Discrimination Act)の制定で、地域社会で障害者がスポーツ活動に参加できることを具体化させるために、指導法を含め、障害者をスポーツ活動に受け入れるための方策が整備されていった。

オーストラリア・スポーツコミッションは、1992年の障害者差別禁止法制定後、エリートスポーツだけでなく、地域の生涯スポーツ、学校体育に至るまで幅広く障害者スポーツを取りまとめるようになった。連邦政府からの交付される財源には、同コミッションがこうした連邦統括障害者スポーツ団体にも分配されるようになっていく。

「スポーツ・コネクト～障害者部門教育資源プロジェクト（Sports CONNECT～Disability Sector Education Resource Project）」は、かつてのオーストラリア・スポーツコミッション内に設置されていた障害者支援部署が中心となって実施したプロジェクトである。2010年には同コミッションからプロジェクトの報告書が出された。このプロジェクトは、1995年に出版された「障害をもつアスリートの指導法」に始まり、1999年の「障害者教育プログラム」において示された「①施設やクラブのアクセス、②障害者も指導できるコーチ、③エリートスポーツの

推進も含めた障害者も参加できる活動に関するマニュアル」を（豪ドル）基盤に、障害者がより多くのスポーツ参加の機会を得ることができるよう、16の国内統括団体のさまざまな競技団体と協働し作成したものである。このプロジェクトは、①アンケート調査の実施や、障害種別ごとのグループとのインタビュー調査により、障害者のスポーツ参加の実態を明らかにする、②障害者がスポーツに参加できるためのマニュアルを作成、③作成されたマニュアルを試行し、より良いマニュアルの作成を試みるといった流れで進められた。

<ドイツ>

ドイツでは障害者スポーツに関連する法律（いわゆるスポーツ基本法）は制定されていないが、2002年の障害者平等化法（Gesetz zur Gleichstellung behinderter Menschen）の制定において、従来の社会法的アプローチを超えて社会生活のあらゆる局面での障害者の不利益取扱の禁止と社会への平等な参加の実現、そのためのバリアフリー化の義務づけが行われた。これに基づいて16州すべてが州法として障害者平等化法を制定している。

ドイツでは、リハビリテーションスポーツに医療保険が適用される制度があり、実際に障害者がスポーツに参加する上で非常に大きな役割を果たしている。医師の処方箋に基づいてリハビリテーションスポーツが行われる場合には、一般的な障害であれば18ヵ月以内に50回まで保険適用が受けられる。

ドイツで伝統的な地域のスポーツフェラインは、学術団体や社交団体・慈善団体と同じく、ドイツ民法第21条（1896年制定、1900年施行）に規定する「非経済的社团」、つまり、経済的事業経営を目的としない結社として扱われている。その点で、株式会社や有限会社などの「経済的社团」とは明確に区別される。

ヘッセン州やノルトライン・ヴェストファーレン州等では、障害者の地域社会への参加の観点から、このような場として民間フィットネスセンターではなくスポーツフェラインを推奨している。リハビリテーションスポーツの処方箋をもつ参加者は、条件を満たすフェラインで上限回数までは無料でスポーツ指導を受け

ることができ、フェライン側には保険者である疾病金庫から参加者 1 回 1 人あたり 5 ユーロ（約 575 円）（心臓疾患者のスポーツの場合のみ 6 ユーロ：約 690 円）が支払われる。障害者の参加する教室においては、安全面の配慮やより丁寧な指導が必要となる場合もあること等から、通常の教室よりも指導者の数を増やすことがあるため、このような制度が存在することは、障害者自身のみならず受け入れ体制を整えるフェラインにとっても意味があるものとなっている。

＜アメリカ＞

障害者は、日常的に地域のスポーツセンター、スポーツクラブ、ナショナルトレーニングセンターを健常者と同様に使用する。これは、1990年の「障害をもつアメリカ人法」の制定により、公共施設は障害者もアクセスできるよう施設整備を行ったためである。障害によるいかなる差別も認めないとしたこの法律では、第302条にある公共施設による差別撤廃が謳われており、スポーツ施設やスポーツクラブ、さらには体育の授業にも影響を及ぼした。

また、パラリンピック選手はオリンピック選手と同様に、ニューヨーク州やカリフォルニアにあるオリンピック・トレーニングセンターの利用が可能である。

いくつかの障害者差別禁止法を基盤として、スポーツ活動もその1つとして活動を保障される方向にあり、障害者の施設利用は進展している。パラリンピックなどの競技レベルの高いスポーツも法律により委任されたアメリカオリンピック委員会の管轄内にあり、ナショナルトレーニングセンターなどには障害者専用の施設も整備されている。

第2節 先行研究

第1項 障害者スポーツ施設に関する研究

近年、障害者スポーツの認知度は高まってきているが、一部のトップアスリートを除き、障害を持つ多くの人々にとってスポーツは身近なものとなっているとは言えない。また、障害者のスポーツ実施状況については、障害者スポーツセン

ターや障害者福祉施設などの全国規模の調査（藤田、2009）によると、実際にはこれらのサービス事業が期待されるレベルで行われているとは言い難く、地域によっては、全くスポーツに関わる環境から疎外されている障害者も存在することが推測できる。この理由として、障害者スポーツセンターの数が絶対的に不足していることや、スポーツセンターがあったとしても居住地からスポーツセンターの距離が離れてしまっている場合のアクセシビリティの悪さも問題となっている（藤田、2003）。

また、一般の人が利用するスポーツ施設の物理的なバリアフリー達成率も問題として挙げられる。中・長期的には、障害者スポーツセンターの量的拡大を目指すことは当然であるが、高齢者用の福祉施設との併用や、一般のスポーツセンターのバリアフリー化も促進することが必要であるとしている（内閣府、2008）。

そうした場所の不足が、障害者の運動・スポーツ活動実施の阻害要因のひとつになっているということが、先行研究でも明らかになっている。

第2項 障害者スポーツ参加を阻む要因に関する研究

障害者のスポーツ参加を阻んでいる社会的、心理的要因を明確にした先行研究は数多く行われてきた。このうち、藤田（1997）は、視覚障害者、車いす利用者を対象として、現在スポーツを実施している人及び、スポーツを実施していない人を対象とした調査を行った。

スポーツを実施していない視覚障害者の場合では、スポーツ施設までのアクセシビリティの悪さ、スポーツを実施することへの不安感、障害者スポーツセンターでしかスポーツを実施できないという思いこみ、障害者スポーツセンターへ行くまでの時間の長さなどが、スポーツ参加を阻害している要因として明らかになっている。一方、スポーツを定期的に行っている視覚障害者の場合では、ボランティア等の不足、スポーツを実施する場所までのアクセシビリティの悪さ、経済的要因などがスポーツを継続する上での阻害要因となっていることが明らかになっている。

身体障害者のスポーツ参加を阻んでいる社会的、心理的要因を明確にした先行研究（藤田、1998）では、スポーツを実施していない車いす利用者の場合では、障害の未授容、スポーツへの社会化エージェントの不在、体力面の不安感がスポーツ参加を阻んでいることが明らかになっており、スポーツを実施している車いす利用者の場合では、スポーツに参加することによって自信を回復し、QOL(Quality of Life：生活の質)を向上させている場合が多いことが明らかになっている。

両者の比較では、視覚障害者に外的要因を阻害要因としてあげるものが多く、車いす利用者の場合、心理的要因をあげる人が多かった（藤田、1998）。

これらのことから、障害のある人をスポーツ参加に向かわせるには、スポーツに関するきめこまかい情報、情報提供の方法、そして、その人をスポーツの場まで導く人（物理的にも心理的にも）の存在が重要であると言える。

第3項 先行研究のまとめ

障害者のある人は、行動上の制約から閉じこもりがちになるケースも多々あるが、スポーツに参加することで、外出機会の増加や社会活動への自信の回復、積極的で豊かなライフスタイルの獲得などにもつながる。

先行研究からも、障害者のスポーツ実施を阻害するさまざまな要因が挙げられているが、スポーツを実施している・実施していないに関わらず、障害のある人のスポーツ活動に関わる共通の具体的課題として挙げられている、「障害者スポーツの場の確保」が本研究でも着目すべき項目であると考えた。

東京都障害者スポーツ振興計画（2012）でも、新たに身近な地域の施設の利用を拡大できるかを政策課題として取り上げているが、先行研究では、民間のスポーツ施設での障害者のスポーツ参加の実態を明らかにする調査や研究はほとんど実施されていない。

したがって、身近なスポーツ施設での障害者の受け入れ状況、障害者のスポーツ参加の促進要因の検証等を実施することで、本研究は、障害者がより多くのス

スポーツ参加機会を得るための施策を議論する際の基礎的資料になると考える。

第3節 研究の目的

諸外国の障害者スポーツの取り組みや社会の在り方を調査してみると、基本的に障害者は地域のスポーツ施設などを利用しており、健常者と障害者の区別はない。我が国でも、民間のスポーツ施設を障害者が使用出来れば、場所と指導者の不足は改善されると考えられる。

障害者スポーツと言っても、すべての種目を網羅するのは難しく、健常者と一緒に同じルールでプレーを楽しむことができ、筆者がテニスの指導者という立場から、車いすテニスを調査対象とする。

そこで本研究では、東京都内の民間のテニススクールにおいて、障害者の受け入れ状況を調査し、車いすテニスレッスンを促進する要因を明らかにすることを目的とする。

第2章 研究の方法

第1節 質的研究について

質的研究法の始まりは、実験や統計では説明が難しく、対象によっては量的研究の適用が難しい研究課題を具体的な人や状況に基づき現象を解明する研究手法として開発された経緯がある（舟島、2007）。船橋（2005）は、「たとえば、人間の関わる『現場』とはいくつもの要因が複雑に絡み合っており、それを細かく要素に分解してしまうのではなく、1つの集合体・連続体として解明しようとする。そして、既成の理論や概念枠組みでは捉えきれない、現場に密着したローカルな理論をデータから帰納的に生成していくことが特徴の1つである」と述べている。

質的研究の目的は、ある状況において、人々がどのような現実を捉え、その現実との相互作用の中でどのように生きているか、人々の主観的な立場を尊重し、理解することであるといえる。

質的研究における信用性は、研究対象となる人たちが述べた真実、言葉を研究の中に正確に描けているかどうか判断基準となる。この信用性を高めるためには、特に質的研究の方法が厳密に行われたかどうか重要となる（岡村、2004）。

質的研究における信憑性は、時間経過によるデータの信憑性の変化と関係している。量的研究においては研究途中の方法の変更は信頼性を失うことに繋がるが、質的研究での方法の変更は当然起こり得るべきものであり、それにより研究が洗練されたものになることが期待されている（鈴木、2005）。この信憑性を高めるためには、方法の変更を明確に記述し、研究プロセスがどのように変わったのかを、必要に応じて述べるようにしなければならない。

質的研究における確証性は、確証性によりもたらされる研究成果は単なる偶然の産物ではなく、正確な研究対象から集められたデータに基づいた解釈である必要がある。これを高めるためには、集められたデータの性質や収集方法を明示し、

その過程を明示することが求められる。

第2節 予備調査

第1項 対象者

日本テニス事業協会東京都会員で、東京都内においてテニススクール事業を展開している事業主58名を予備調査の対象者とした。

第2項 調査方法と期間

調査日時は平成24年11月1日(木)～11月20日(火)で、郵送による記述式質問紙調査票を用いたアンケート調査を実施した。

第3項 アンケート調査結果

有効回答数は22、有効回答率は37,9%であった。有効回答数のうち、車いすテニスレッスンは考えていないと答えた事業主は55%で、問題が解決すれば車いすテニスレッスンを開設できると答えた事業主は45%であった(図11)。

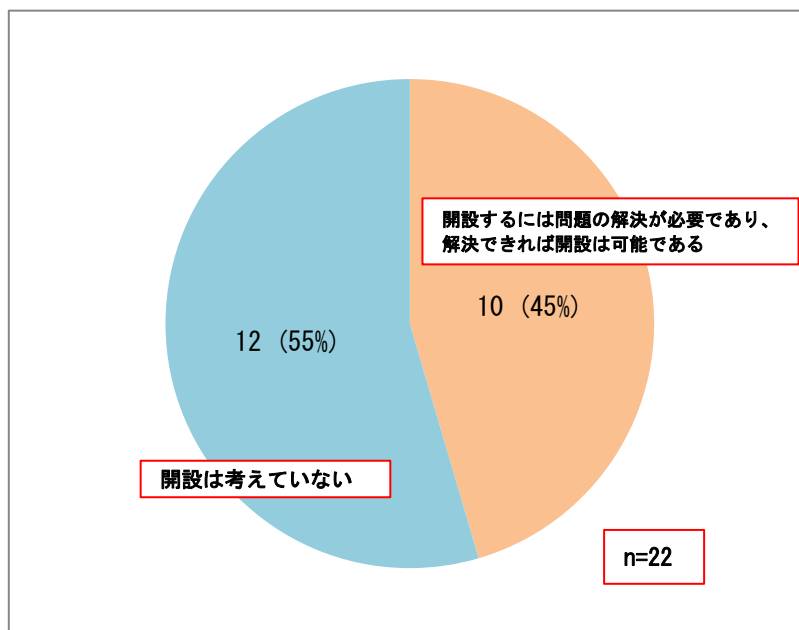


図11 車いすテニスレッスン開設の意向数

第3節 本調査

第1項 対象者

アンケート調査の結果から、車いすテニスレッスン開設に対する問題が解決すれば開設できると答えた事業主で、インタビューに協力出来ると答えた7人のうち、実際にアポイントメントが取れた5人を、本調査の対象者とした。（表1）

表1 本調査対象者リスト

対象者	性別	現職	面接日	面接時間	逐語録 文字数
A	男性	テニスクラブオーナー	2012年11月7日	47分	6165文字
B	男性	テニスクラブオーナー	2012年11月13日	33分	4149文字
C	男性	事業所支配人	2012年11月14日	45分	4505文字
D	男性	テニススクール運営代表者	2012年11月15日	35分	4108文字
E	男性	スポーツスクール事業経営者	2012年11月22日	37分	4121文字

第2項 調査方法と期間

調査日時は平成24年11月7日（水）～11月22日（木）で、1対1の半構造化面接を行った。具体的には下記の質問を設け、その内容をICレコーダーに録音し、逐語録としてテキストデータ化した。

- (1) 障害者から、車いすテニスに関する問い合わせはありますか。
- (2) 障害者を対象にレッスンをすることをどう思われますか。
- (3) 障害者が民間の施設を利用することについてどう思われますか。
- (4) 車いすテニスレッスンを開設するにはどうしたらいいと考えますか。
- (5) 車いすテニスを広めるために、何が必要だと思われますか。
- (6) 協会や国への要望など、自由なコメントをお願いします。

第3項 倫理的配慮

調査協力者に対して、研究の目的、方法、収集した個人データは研究の目的の

みに使用すること、個人名などの秘密は厳守することを口頭で説明し、同意を得た。また、インタビューは対象者のプライバシーが守られる静かな場所を利用し、録音についてもインタビュー直前に説明し、同意を得てICレコーダーに録音した。

第4項 分析手法

<K J 法>

質的研究法の中からK J 法を参考にデータ分析を行った。K J 法とは1967年に文化人類学者の川喜田二郎が提唱した分析法である。K J 法を採用した理由は、常に全体を見ながら分析できること、多くのデータから集約された概念が生み出される一方で、図解化することにより、隣接する個々のデータから、新しい発想や仮説を生み出すことを目的としているからである。

K J 法はデータのグループ分け、図解、叙述化のプロセスで、研究者は主観を積極的に活用することで新たな発想や仮説を生み出すことができる研究法であり、グループ分けすることが目的ではない。K J 法で重要なのは複数の研究者が分析の過程でお互いのアイデアや解釈をぶつけ合って、よりよい発想を導き出すことであって、一致することがすべてではない。

川喜田（1986）は、真の科学的な方法のためには、データを獲得した手段・方法をガラス張りにした上でデータを提示すること、データの加工処理方法がガラス張りであること、結論が明示されていることの3点が必要であると述べている。

第4節 データ分析

報告された自由記述を改変することなくひとつずつカードにした上で、作業者間で議論を行い、同意にいたるまで吟味・検討し、それらのカードをカテゴリーに整理・集約した。集約が困難な回答があった場合は、無理に他の回答群に集約せず、そのまま独立して扱った。なお、内容が曖昧な回答および意味が不明瞭な回答は、分析の過程で除外した。

情報の単位化とグループ化の作業は、本スポーツ科学研究科の大学院生2名を

含む3名で行い、表札（一行見出し）の作成と概念化は、本スポーツ科学研究科
社会人大学院生と一緒に2名で実施した。

(1) 情報の単位化

調査データをまとめた発言録や映像情報から、行動の要素や行動が行われた
環境を示した記述を、小さな情報の単位として切り離した。収集された情報を
ひとつ1枚ずつ、小さな「カード」に書き込んでいった。

例えば、「まずは、車いすテニスをする人のニーズがあって、それをみんな
に、テニス事業者、テニスに関わる人達にお知らせする、広報活動は重要だ
と思うんですね。」という文章を【車いすテニスをする人のニーズがある】と【広
報活動は重要だ】というそれぞれのカードにした。

(2) 情報のグループ化

単位化した情報をそれぞれ見比べながら、類似する情報同士をまとめた。グ
ループ化されたカード同士で近い内容のものを近くにおいて、小グループから
中グループへとまとめていった。

(3) 表札付け

それぞれのラベルや元データをさらに深く読み込み、それが訴えかけるもの
を汲み上げることで表札として作成した。この時、カテゴリー名のような単語
で表札をつけないように注意した。カードのグループは、小グループ同士で中
グループを、そして中グループ同士で大グループを作っていた。

(4) 空間配置

中グループや大グループへと組立てられて、クリップや輪ゴムで束ねられた
カードの束を模造紙などの上で空間的に配置をして、姿・形をもったものに
していった。隣接する大グループとの親近性に注意しながら、元のグループの範
囲内で、空間配置を行った。

第5節 信頼性と客観性の検証

質的研究では、はじめから意図的なサンプリングをするので、統計的な手法は

使えない。質的研究の基本的な分析は、正確な研究対象から集められ、逐語録として起こされたテキストデータに基づいた分析が必要となる。

本研究では、インタビューの方法、手順、データ分析の方法などを可能な限り明らかにし、どのような過程で研究が行われたのかを示すことでデータの信頼性が高まった。

インタビューデータのテキスト化からカテゴリー編成までの分析作業を同研究科大学院生2名とともに随時話し合いながら、カテゴリーの再編成を繰り返した。3名によるカテゴリーに相違が生じた場合は、十分なディスカッションをした上で、客観性を維持することを最大限に努めて分析した。さらに、インタビューデータのカテゴリー編成、概念化までの分析作業を、同研究科社会人大学院生とともに随時点検しながら2人で行い、これによりデータ分析の客観性を確保した。

第3章 結果と考察

第1節 車いすテニスレッスンを促進する要因

KJ法を用いた分析の結果、東京都内の民間のテニスクールにおいて、車いすテニスレッスンを促進する要因が下記のように明らかになった。大カテゴリーは7、中カテゴリーは19、小カテゴリーは54に集約された。

表2 KJ法に抽出されたカテゴリー

大カテゴリー	中カテゴリー	
ニーズ	車いすテニスへのニーズ	車いすテニスに対するニーズがある 車いすテニスに対する社会的要請がある 車いすテニスに関する問い合わせがある 車いすテニス実施者からの提案がある
	潜在的ニーズを喚起するための広報活動	車いすテニスの普及が必要 テニスに関わる人への車いすテニスについての広報活動 車いすテニスの体験イベントを開催する
人的資源	指導者の存在	指導できるコーチがいる 指導者派遣のしくみがある
	民間からの支援	民間が肩代わりする 民間からの支援 関連協会・団体との連携
	キーパーソン	同じ考えを共有してくれる人 熱心な人の働きかけ 議員さんとか国に対してものが言える人 最初のきっかけをつくる人
施設	バリアフリーについて	工夫すればバリアフリーになっていなくても 車いすで施設を利用できる リフォーム時にはバリアフリーにすることも考えられる
	コートに関する知識	オムニコートは手間がかからない 車いすを使用してもハードコートは強い 車いすの使用でコートは傷まない
事業性	採算性	成功事例の研究 採算性があると考え 車いすテニス事業の継続性 マーケットして成立する
	国からの支援	国からの施設補助 国からの金銭的な助成
	要望から採算性がある事を気づかされる	

情報	指導者のスキルアップ	指導法が享受される 指導法の活用方法がわかる
	車いすテニスへの情報	車いすテニスに関する情報の提供がある 車いすテニス普及の意義を伝える 車いすテニスに関する知識の有無
経営理念	社会貢献	社会貢献しているという誇りが持てる 社会貢献しているという認識 社会貢献からのスタート 各事業体との社会貢献が大事である
	車いすテニスへの理解	年に何回かはスポット的に協力できる 車いすの人達に場所を開放できる
	ボランティア精神	民間の心ある人間がやるしかない ボランティアでやる スポーツを普及するお手伝いはしてもいい
	車いすテニス事業への気持ち	
世論形成	障害者がテニスをするこ への理解	障害を持つ子供たちがテニスをやりたいと言ったら力になってあげたいと思う 場所と指導する人がいれば健常者と障害者が一緒にやるのはいいと思う 障害を持つ子供たちが楽しんでいるところを感じてもらう機会があれば良いと思う 障害者の方たちにもテニスを楽しんでいただきたい
	健常者と障害者との相互理 解	一般会員の理解や協力 健常者と障害者とのルールをつくる 健常者も障害者も一緒にプレーできると思う 一緒にプレーをしてもトラブルにならない環境 コミュニケーションを図る 相互理解ができる
	ビジョン	車いすテニスを進めていく必要はある 車いすテニスの価値観を説明する必要がある 車いすテニスの将来性を説明する必要がある

①ニーズ

②人的資源

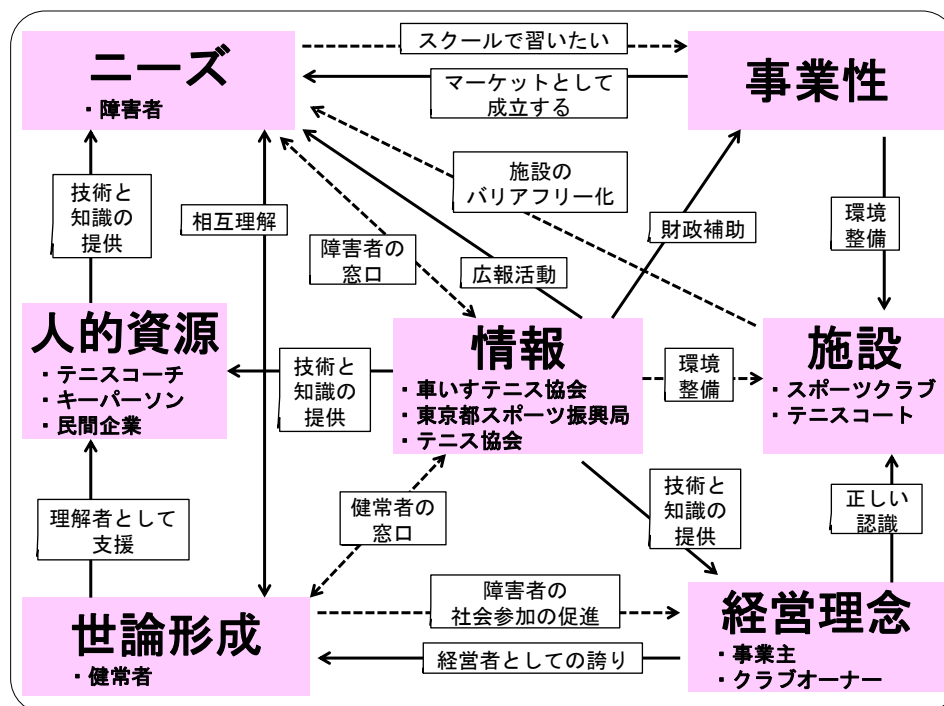
③施設

④事業性

⑤情報

⑥経営理念

⑦世論形成



→データに基づく関連
 →データにはないが推測できる部分

第2節 考察

第1項 ニーズ

このカテゴリーは、「車いすテニスへのニーズ」「潜在的ニーズを喚起するための広報活動」の2つのサブカテゴリーにより構成された。

予備調査やインタビューの結果から、東京都内の民間のテニススクールへの車いすテニスについての問い合わせや要望はゼロだという言質を得たことで、車いすテニスへのニーズはないと答える事業者がほとんどであった。

反対に前述の障害のある人の実態調査（2012）では、スポーツをしている、スポーツをしていないに関わらず全員に聞いたところ、必要なことは「1. 障害者が利用できるスポーツ施設」（72.6%）が7割強で最も高く、以下、「2. スポーツ施設のバリアフリー化」（70.1%）、「10. 障害者スポーツの指導者の確保」（69.5%）となっている。この結果から、障害者のニーズが民間の事業者には届いていないと考えられる。

「車いすでテニスをしたいが、場所がない。」「テニススクールに入りたいが、車いすテニスのスクールがない。」「車いすテニスのスクールを作って欲しい。」という思いをただ待っているだけではなく、事業者にアピールする必要があるとの指摘が多くあった。事業者側からは、10人以上の問い合わせがあれば事業として検討する、ニーズが増えてきたら車いすテニスのスクールを開設するという答えが多く、車いすでテニスをしたい人が増えれば車いすテニスレッスン普及の促進要因になるということが明らかになった。

その他、「潜在的ニーズを喚起するための広報活動」が必要だということもわかった。障害のある人のスポーツ振興のために、まずは障害者の中で、スポーツ・運動を行う人の総数を増やすための取り組みである、広報活動が必要であるということがわかった。障害のある人を対象に、楽しくスポーツ体験などができるイベントを開催したり、スポーツに興味のない障害者にもスポーツの楽しさや効用を知ってもらうための情報を提供したり、見たり聞いたりして実際に体感してもらうことで、スポーツをしたいという気持ちを喚起する可能性が高まる。こうした隠れていた欲求が顕在化をすることで、ニーズが生まれてくる（日本マーケティング協会、2003）とのことである。

顕在化された欲求は消費者の行動にダイレクトにつながっていくが、潜在しているニーズに対しては何のアクションも起こせないのが現実である（日本マーケティング協会、2003）。この潜在型ニーズを喚起させ、顕在化させる事が、障害者のスポーツ参加を増やす要因にもなり、車いすテニスレッスンの普及への促進要因になることが明らかになった。

<インタビューから>

- 「でも、そういうニーズがあるんだったら、道はあると思いますよ。そういうやりたい人達がいるんだったら、それこそ、ナショナルトレーニングセンターでできるはず。どこかの公共施設だってできるはず。理解者は出てくると思う。ただ、そういった活動をアピールしないと追い風は吹かないよ。」

- 「マーケットとして実際感じられるのは、10 人くらいでしょ。1 人か 2 人だと、やりたい人が 1 人か 2 人いるんだねって思う。10 人くらい要望があったら、マーケットとして存在する可能性があると思うんですよ、実際に 10 人くらいの要望があれば、考えざるを得ない、当然、考えざるを得ない。」
- 「最初から無理だと思っていらっしゃるんでしょうかね。相談されたこともないし、ましてや、やってみたいと言われたこともないし。」
- 「直接にはこないですね、(問い合わせは)きてないですね。だから、利用することをどう考えますかってことに関しては、それはもう全然、ニーズがあるのであれば全く問題はないと思うんですけど。」
- 「始めるために何が必要かって言われても、もちろんチェアワークとかも必要なんですけど、そもそも車いすのテニスの相談を受けたことがないんですよ。だから、この先に何が必要ですかとか、できない原因は何ですかとか言われても、その前にそういう話が全くないので考える必要がないと言うか、考えたこともないですよ。」
- 「まずは、車いすテニスをする人のニーズがあって、それをみんなに、テニス事業者、テニスに関わる人達にお知らせする、広報活動は重要だと思うんですよ。」
- 「でもこれ、広めるためにつて考えるんだったら、今やってる方たちとか、車いすテニスのコーチが実際に来て、お試しでこんな感じなんですよって、ちょっとやらしてもらえませんかとかで、実際にコートでやらしてレッスン風景とか、実際に車いすの方の話を聞いて、まあ、できるかできないかって・・・。」

第 2 項 人的資源

このカテゴリーは、「指導者の存在」「民間からの支援」「キーパーソン」の 3 つのサブカテゴリーにより構成された。

「指導者の存在」として、指導ができるコーチがいることや、指導者の派遣制度などがあれば、車いすテニスレッスンの促進要因になることがわかった。指導者

については、障害や障害者スポーツに関する知識を有することに加えて、障害者の状況や特徴を理解した上で、プログラムを作成し、それを実施できなくてはならない。そうした指導者が身近にいないことが、運動・スポーツの実施を阻害していると考えられる（藤田、2003）。

車いすテニスは2バウンドまで相手コートに返せばよいというルール以外は健常者のテニスと何らルールに違いはない。一般のテニスコーチが障害特性についての理解があれば、障害者にテニスを教えることは可能であると考えられる。

障害特性等に関する内容をテニス関係の各協会や団体のコーチ研修等に加えることや、情報収集とその広報を充実させることで、運動指導者の障害のある人々へのスポーツ参加の実施機会が増大する可能性がある（鶴見、2011）が、障害者スポーツはこれまで福祉行政において所管されてきたこともあり、地域におけるスポーツ推進委員や関連団体や協会との連携が十分図られてきたとはいえない現状がうかがえる。

これまで障害者スポーツのイベントやスクールは、障害者スポーツセンターのような障害者やその関係者が集まる場所ばかりで、それでは障害者関係者にしか広まっていけないということも指摘され、健常者の多く集まる場所での障害者スポーツのイベント、健常者スポーツ団体と障害者スポーツ団体との連携などが促進要因になることが明らかになった。

スポーツ行政職員はもとより、スポーツ施設の職員や地域におけるスポーツ振興の旗振り役であるスポーツ推進委員等、障害者スポーツについても理解を深め、障害者スポーツ事業の企画・実施などを行う地域のキーパーソンとして活躍することが求められている。本研究で明らかになったこの人的資源である「指導者」、「キーパーソン」、「理解者」を、今後どう確保して、どのように育てていくかがカギであり、人的資源の整備が車いすテニス実施への大きな促進要因となると考えられる。

<インタビューから>

- 「17年前から下肢障害者との大会を開いています。うちのね、会員の中に障害者がいるんですよ。あのお、片足がちょっと不自由でね、その方が最初からの会員になっていて、一般の方と一緒にゲームをやってたんですよ。障害者の大会があるんだけど、もし、やれたらやってくれませんかって話があったんですよ。その人の働きかけがなかったら、その人の熱心な働きかけがなかったら知らなかったから、障害者とのスポーツ交流もできなかったと思うんですけどね。」
- 「まずお子さんたちが始めるには、まず指導者が、コートはそれこそいつでもあるんで、まず指導者の問題なんでしょうね。そこがクリアできてはじめて。たとえば4人5人集まって指導者がひとり付いて、ひとつのグループみたいのをいくつか作って、今日はここ、この地区にはこの指導者が行って、じゃあここでやるというような、そこまでいかないとなかなか動きださないでしょうね。まず指導者を育てあげるっていうのが最初でしょうかね〜。」
- 「双方向のアプローチが必要、一方だけをやってもですね、両方向での働きかけと言うのが、やっぱり、必要な気がしますけどね。」
- 「テニスをする、車いすでって、まあ、車いすの特性を理解するとかっていうのは必要だとは思いますが、操作のね。でも、2バウンドまでいいというのがひとつのルールなだけで、コートに入れる、ネットを越すってところは一緒なんで、とは思いますがね。もちろん知らなきゃいけないことはいっぱいあるとは思いますがね。まあ要は、気持ちさえあれば、というのがひとつじゃないのかなあと思うんですけどね。」
- 「プロテニス協会もそうだし、事業協会もそうだし、女子連もそうだし、テニス協会の指導者講習会とかそういう集まりがありますよね。そういう時に車いすテニスの指導法とか教えたらいいと思うし、車いすの子どもたちの初期の導入法とか、何故、車いすテニスを普及しなければいけないのとか、そういうところでやったら、一斉に全国に配信できますよね。」

- 「逆に、区とか市とか都とかで、そういう 1 day のイベント的なのをやって、その場所を提供しましょうとか、そういう機会を逆にもっとうまく作っていったら、まあ、車いす協会さんとかね、そういうところともっとうまく密になっていけばと思うんですけどね。」

第3項 施設

このカテゴリーは、「バリアフリーについて」「コートに関する知識」の2つのサブカテゴリーにより構成された。

予備調査のアンケートでは「段差や階段があり、車いすのままでは施設に入れない」と「車いすを使用することによってコートが傷む」という施設の問題が障害者テニススクールを開設できない一番の阻害要因になっていた。バリアフリー社会の実現は、高齢者や障害者だけでなく、病気やケガをしている人などにとっても、安全で安心して生活していく上で重要な問題であるが、バリアフリーになり、施設内で車いすの使用が可能になれば、障害者が民間の施設を利用するための大きな促進要因になると考えられる。バリアフリー新法により、建て直しや新設の時には条例で義務づけられてはいるが、既存の建物に対してもバリアフリーにするための資金が調達できれば、車いすテニスレッスンの促進要因になるということがわかった。

しかし、一方では「工夫すればバリアフリーになっていなくても車いすで施設を利用できる」という意見もあった。2人で抱えて、1人が車いすを運ぶというやり方や、駅のホームで見る光景ではあるが、持ち運びが可能な丈夫な板で段差を渡るといったやり方など、多額の費用をかけなくても、工夫すればできるというコメントもあった。

もうひとつの問題として「車いすの車輪跡」が先行研究でも挙げられており、車いすテニス普及への阻害要因にもなっていることがあらためて明らかになった。

車いすテニスのパラリンピアンや選手が多く集まるテニスクラブでのコメントでは、車いすでテニスコートを使用しても、コートは傷まないとのことであった。

車いすの車輪はゴムのチューブでできており、キャスターも付いているので、車いすが倒れることもない。健常者でも、ラケットで地面を擦ったり、ラケットを投げたりということを考えれば、コート劣化はそれらと同等のレベルであるということであった。

ヨーロッパなどではクレーコートが主であり、車いすテニスプレーヤーも健常者と同じクレーコートでプレーをしている。世界の4大会でも車いすテニスが行われているということは、事実関係を模索するまでもなく、一般的事実として存在しているということである。

本研究のアンケートでも、車いすの使用でコートが傷むという回答が多く取り上げられていた。しかし、実際に目の前で見た人には車いすの車輪でコートが傷むことはないということは知られており、間違った認識が民間での車いすテニス普及の阻害要因になっているとの指摘も受けた。車いすの車輪跡でテニスコートは傷まないということが明確になれば、民間での車いすテニスレッスン普及の促進要因になると考えられる。

<インタビューから>

- 「車いすのプレーで（テニスコートは）痛むってことはないんじゃないかな。
いやあ、知らないとそう言うかもしれませんが、どういうプレーをなさるかがわかっているれば、全然痛むことはないですよ。痛まないと思いますよ。」
- 「アウトコートであればですね、まだハードにしてもクレーにしても、まあ、ハードはかなり強いですし、クレーでやればまたローラーをかければいい話なんです。」
- 「だってね、タイヤね、車輪、ホイール部分ですね、鉄じゃないですからね。傷まないでしょ。」
- 「でもヨーロッパに行ったら、クレーコートしかないですからね。だから車いすの連中、ずっとクレーコートでやってますよ。」
- 「このクラブハウスが年数経ってるんで、場合によっては建て替えたいなあっ

という構想があるんですよ。その時にもし、そういうことがあるんだったら、そういう事に利用できる方法っていうのも可能かなあなんて、ふっと思いついたんですけども。車いすの人たちにも開放できるような設備にすると。ただ当てなく設備をしてって訳にもいかないから、それなりのやっぱり公的な助成も必要なんじゃないかなって思うんですけどね。」

第4項 事業性

このカテゴリーは、「採算性」「国からの支援」「要望から採算性があることを気づかされる」の3つのサブカテゴリーにより構成された。

車いす対応の施設にする場合、まとまった金額の設備投資費用を考えなくてはならないが、個人で負担するのか、行政から助成金があるのかという資金の問題や、収客できるのかという心配、社会的には一番弱いとされている障害のある人たちに何かあった場合のリスクマネジメント等、阻害要因がいくつもあり、採算性のあるビジネスとしては考えられないというのが民間の事業主の一般的な考えであるということがわかった。

東京都においても車いすテニスレッスンの事例がなく「事業性」が不透明なので、スクール開設は慎重にならざるを得ないという意見も多く、大きな阻害要因になっているとのことであった。一方で、国からの何らかの補助あれば、事業として考えるという事業主がほとんどで、「国からの支援」があれば促進要因になるということが明らかになった。そして、前述の「ニーズ」と関連するが、車いすテニス人口が増えて、新しく「マーケットとして成立する」ことが促進要因になると考えられる。

<インタビューから>

- 「施設を改良するとか、そこら辺についてはある程度行政からサポートしてもらえとかね、他の税金面で免除するとかね、何がしかのものがあればですよ、今ひとつ検討は、もう少し突っ込んで出来るかと思うけど。」

- 「逆にお客様サイドのほうから、これだけの人数がいるし、その分例えば、これくらいのお支払いはできるので、しかも単発ではなくて、ある程度継続的にこれくらいは出せるので、こういう前提の中で検討をしてもらえませんかと、逆に提案をいただいた場合、それはそれなりに検討はできると思うんです。やっぱり、言い方は変ですけど、そこにはマネーっていうか、負担というのがどうしても発生しますしね、あとは、事業の継続性っていうのかな、そこをある程度条件としてご提示いただけるのであれば、またもう少し突っ込んで検討できるのではと思います。」
- 「商売でやってるから、その、マーケットとして、成立するかどうかってところですね。その可能性があれば投資もするだろうし、そういうところもでてくるかな。」
- 「国の補助が出るって言えば、それを利用してやるとか。我々事業者にだって準備は必要だから、そういうのを検討していただければ、促進のカンフルにはなると思います。」
- 「私費用を全部賄いなさいってことになれば、いくらご要望が多くても、そこにいったコストの問題等も、検討精査が進まないとなかなか、やりたくてもうんとは言えないと思いますよ。」
- 「社会的要請があれば、事業者として門戸を広げなければいけないけど、持ち出しでやるのはビジネスとしてできないから、そうならないようなグロスの量と、それと補助が必要なんじゃないかと思いますけどね。」
- 「絶対、お金が絡むんだから、経費が掛かるんだから、最低源の経費はどうか捻出しない限りは動かないと思いますよ。それが国の補助とか、そういった施策とかと絡めるしかないと思います。」
- 「その次に考えるのはやっぱり、採算に乗るかっていう話ですよ、具体的に言えば。そうすると、じゃあ当然それを受け入れさせていただく為の、そう言ったいわゆる負担がどれくらいになるんだと、それから割り出した料金がいくらなんだろうと、当然そういう話になるじゃないですか。そこらを出さないと、

具体的なお話ができないじゃないかと。」

- 「事業としてやっていくのであれば、まずその～、採算性ですよ、たとえば、週にひとりしかいらっしゃらないのに、莫大なお金を頂く訳にはいかないし。まあ、そこそこの料金をいただくにしても、指導者に対する支払いを賄いきれないとか、設備に投下した資本を回収できないとかありますから、採算性が取れば、まあ、やるでしょうけども。」
- 「そういう希望を出せば助成を認めてくれるとかね、役所だって、その費用はかかるんだから、その費用を民間に提供すれば、民間でやることは可能だと思うんだよね。」

第5項 情報

このカテゴリーは、「指導者のスキルアップ」「車いすテニスへの情報」の2つのサブカテゴリーにより構成された。

障害者スポーツは、これを支える周囲の理解が不可欠であるが、障害のある人からは介助等のボランティアが少ないという声がある反面、障害者スポーツ指導員を対象とした調査からは、(1)活動の機会が少ない、(2)活動に際して不安感が大きい、(3)指導者のニーズにあった情報が提供されていない、(4)20台を中心とした若い指導者の活動の停滞が目立つ、(5)継続的な活動ができていないなどの回答があるなど（東京都障害者スポーツ振興計画、2012）、利用者側とこれを支える側の双方への情報発信と普及啓発が不足していることが挙げられている。

そして本調査でも、民間の事業主には障害者サイドの情報はほとんど伝わっておらず、どこに行ったら障害者スポーツ指導員の資格が取れるのか、障害特性をどこで学習できるのかさえ、わかっていないことが明らかになった。障害者スポーツの分野においては、公益財団法人日本障害者スポーツ協会が認定する「障害者スポーツ指導員」の資格制度があり、障害者スポーツ指導員は、多様な障害者のスポーツ活動に対応するため、専門的な知識を活かし、安全にスポーツ活動の援助が行えるようになる（東京都スポーツ振興局、2012）。車いすテニスについ

では、TTC（公益財団法人 吉田記念テニス研修センター）で個人や団体のニーズに合わせたインターンシッププログラムを提供している。

また、こうした活動に必要な資質として、障害者スポーツの指導力に加え、現場での臨機応変な対応力および、マネジメントの力が必要であることも明らかになった。

以上のことから、スポーツ実施のための条件が整えば、運動やスポーツをしたいという人たちを実際のスポーツ活動に結びつけるようなハード、ソフト両面からの環境整備、さらには、4割強の「どちらともいえない」とした人たちに訴求するような情報発信等も進めていく必要があると考えられる。民間サイド、障害者サイドの双方への情報発信と普及啓発が促進要因になるということが明らかになった。

<インタビューから>

- 「う～ん、その辺の情報は僕らは全然、正直言ってないんですよ。だからその辺の情報をもっともっと、お互い交流でもしてわかってれば、あの～、最初からそれなりに準備もできるでしょうけども。まず準備をする段階から情報がないですから、あの～、どういうご要望があるのか、どういうことをすればいいのかさえわかりませんからね。その辺からでしょうかね～。」
- 「テニス協会の指導者講習会とかありますよね。ああいうところでデモをやったらどうですか。全国から人が集まるんだから、ナショナルトレーニングセンターでやったりするじゃないですか。そういう時に車いすテニスの指導法とか教えたらいいいと思うし、車いすの子どもたちの初期の導入法とか、何故、車いすテニスを普及しなければいけないのとか、そういうところでやったら、一斉に全国に配信できますよね。」
- 「コーチが果たしているかどうか、レッスンってなった場合ね、現在どれくらい車いすの人たちのコーチが養成されているのかどうか、知識がないもんで分かんないですけど。」

- 「要するに障害者がいて、彼らがスポーツをやりたくて、その中でテニスをやりたい人がいることを知らない。だから、経営者の視点でものを言うわけじゃないですか。僕らは健常者に対してスポーツ、テニスをやらせたい、テニスを普及したい。あくまで、視線は健常者に向いてて、車いすテニスを普及したいとは思っていない。一般的な考え方じゃないかな。そこに目がいてないないんですよ。」
- 「民間でっていうところですが、ニューミックス（テニス大会の事）で障害を持つ、ある方に言われたんですけど、車いすの方もやりたい人もすごく多いんだって話してて、ただその実際弊害になってくるのが、そのやるためにはかなり時間をかけていかなきゃいけない施設の問題があると。」

第6項 経営理念

このカテゴリーは、「社会貢献」「車いすテニスへの理解」「ボランティア精神」「車いすテニス事業への気持ち」の4つのサブカテゴリーにより構成された。

組織は経営環境に適応しながら諸活動を行なうが、その根底に経営理念と長期的経営戦略がある。その支柱に「個の活用」「個の尊重」の考え方が明確に折り込まれていることが大切であり、多くの企業の経営理念の中に明記されている。組織が持つ誠実性及び倫理観は、組織の気風を決定する重要な要因である。

主体的に動かなければ障害者とのかかわりが持てない日本では、障害者に対して何かをしてあげよう、お手伝いをしようといった考えを持ってしまいがちだが、障害者スポーツのボランティアにおいては、障害者と共に汗を流そうという考えをもつことが重要であると言える。

本研究のアンケートと本調査で、イベントとして車いすテニスのレッスンのお手伝いはできるが、現時点では継続的に車いすテニスレッスンはできると答えた事業主はいなかった。「社会貢献」をどのように捉えているのか、「車いすテニスへの理解」はどうなのか、「ボランティア精神」はあるのか等、経営者の意向や姿

勢は車いすテニスへの促進要因になるが、反対に、阻害要因にもなりうるということがわかった。

<インタビューから>

- 「そうですね、逆に言うと、連続性のある企画とかいうとそれなりのコストが掛かりますので、そこはある程度はそれなりのご相談をさせていただきたいという発想になると思うんですけど、基本的にスタートラインが社会貢献というところから認識していますから、やっぱりスポットですね。ですから、社会貢献という観点から言えばお金を頂くということは想定はしてないということになるんじゃないでしょうか。おそらく事業として継続するためには、料金を取るという発想になるんだと思うんだけど、そういう意味ではスタンスが違うんじゃないかなと思いますけどね。」
- 「もちろん施設とかね、ハードルをクリアできれば、ご協力はしたいと思いますよ。障害のある方たちもね、テニスは楽しんで欲しいですから、まあ、お力になれることはご協力したいと思いますけどね。」
- 「そういうコース(車いすテニスクラス)を作るのは、決して不可能じゃないですよ。そこはもう、経営者側の、そういうのをやろうよって思うかどうかかなって思いますね。」
- 「ボランティアとして、我々テニスの指導者として、車いすテニスのテクニックを持たないんで、そのテクニックを教えてくれれば、お手伝いはできますよって感じですね。その会場に行ってお手伝いはできる。」
- 「定休日によくイベントをしますけども。あのコートなら大丈夫だと思うんだけどなあ。でももし、チャレンジしてみるのでしたらご協力しますよ。」
- 「定期的には無理かもしれませんが、年に何回かは一緒に何らかのサポートというか、ご協力は前向きに考えますよ。」
- 「会員さんからは苦情はないし、そうすることによって、そういったこのクラブは社会貢献もしてるんだという認識になるんで、気持ちもいいんだよね。」

第7項 世論形成

このカテゴリーは、「障害者がテニスをすることへの理解」「健常者と障害者との相互理解」「ビジョン」の3つのサブカテゴリーにより構成された。

スポーツを媒介とした交流は、相互の共同関係、個人的相互関係、信頼関係、平等意識の形成などの点で、効果的に作用し、仲間意識や相互協力が生まれやすいことが知られている（Tripp, French&Sherrill, 1995）。スポーツをすることによって、障害のある人を異質な存在ではなく、より身近な存在として認識することにつながると考えられる。

本調査の結果から、民間のテニススクールもすでに障害を持つ人たちとテニスを通じて交流を持っている人たちが大勢いるということがわかった。そして、最初はやらなくていいことまでやってあげて、失敗した経験を持つ様である。しかし、その中からお互いが心地よい距離での関係が生まれ、一緒にスポーツをしてコミュニケーション図ることにより、相互理解ができるということが明らかになった。

障害のない人と同じように生活するということは、障害者に対して何の配慮もせずにまったく同じように暮らすことではないと考えられる。障害を持つ人が普通に生活を送ることができるようにするためには様々な支援が必要となる。つまり、障害者を理解した上で普通の生活ができるような支援をするということであると思われる。

パラリンピックを見た多くの人々が、「障害があるにもかかわらず頑張っている。」との感想を持つようである。彼らは障害があるにもかかわらず頑張っているのではなく、スポーツがやりたいからやっているのである。ドイツやアメリカなどの諸外国に共通していることは、国の政策の中に障害者スポーツという概念がしっかりと定着している点である。つまり、ヨーロッパでは障害者スポーツは特別なものではなく、一般スポーツと同じものであると考えられている。

障害があってもスポーツを楽しむことは当たり前で、その中から選手としてレ

ベルアップしていくこともできる。それがごく普通のこととして捉えられる世の中になれば、障害者スポーツへの理解が深まり、障害者全体に対する理解も深まると考えられる。

<インタビューから>

- 「スペシャルオリンピックスってのがあんですけど。知的障害なんで、ルールも理解できないぐらいの子もいっぱいいるんですけどもね、とても楽しそうにやるんですよね。だから、なんだかね、テニスで勝負させてもらってるから、テニスをそういう子たちがやりたいっていったら、力にはなってあげたいと思いますよ。ああいう風景を見てると、何かしてあげなきゃって思うんですよ。車いすの方にもそうですね。」
- 「テニス協会のコーチーズ・カンファレンス、全国から来るから、そういうところで車いすテニスの価値観、指導方法、将来性などを説明してっていう活動が必要なんじゃないですかね。」
- 「障害のある子たちがやれば楽しそうにしているところを、逆に感じてもらう機会がね、もうちょっとあればいいかなあなんて思いますね。」
- 「もっともっと多くの人にそういう機会が持てるようにするんであれば、やっぱりこういう民間の施設でも、ある程度対応することを考えていかなきゃいけないとは思いますがね。」
- 「まあ、お互いに環境を整えばって言うか、(民間の施設を障害者が利用することとは)やっぱり社会全体としてはいいんじゃないですか。そう思います。」
- 「だから社会貢献してるクラブのメンバーなんだって、多少なりとも誇りになるかな、誇りを持てるかなあっと。そういうことで、ただ強い選手がいるってことよりも、全体が気持ちが和やかになるんじゃないですかね。」
- 「毎年、健常者と障害者の大会を開いて、やっぱりテニスをし、懇親会で雑談し、コミュニケーションを図って、お互いに理解ができるってことはすごくいいんじゃないかと思うんですよ。」

- 「障害者の方たちに出くわした場合にも、どう対応したらいいのかも分かるし、そういう点でただテニスだけじゃなくてね、幅広く物事を考えるっていうかな、自分の欲だけで考えるんじゃなくて、やっぱり障害を持った人に対する、他人に対する思いやりとか、そういった事もやっぱり体験していくと思われるし。健康なものだけの社会じゃないから、自分がいつそういう立場になるかわかんないし、来てる障害者だって交通事故でなったりね、片足無くなったり、テニスやってたんだけどね、事故で片足なくなった人だったり、そういう人は(テニスは)上手ですよ。自分だっていつどういう風になるかわかんないし、だからより多くの人を理解するのは大事なことだし。」
- 「最初はお茶一杯でも持って行ってあげましょうなんてこともしてたんですけど、そういう必要はない、そういうことはしてくれるなということでね、すっかり慣れてます。そういう点ではいいんですよ。」

第4章 結論

第1節 まとめ

本研究の目的は、東京都内の民間のテニススクールにおいて、障害者の受け入れ状況を調査し、車いすテニスレッスンを促進する要因を明らかにすることを目的とすることであった。対象者5名のインタビューから、質的研究による分析を施した結果、7つの促進要因が明らかになった。

本研究を通して、民間の事業者の中にも車いすテニスを広めていきたい、車いすの子どもたちにもテニスを楽しんでもらいたいという思いがあることは十分に感じ取れた。しかし、採算性の検証は新規事業にとって非常に重要なものであり、東京都においては車いすテニスレッスンの事例がなく「事業性」が不透明なので、スクール開設は慎重にならざるを得ないという意見を多く聞いた。

車いす対応に施設を整備するには投資負担が大きく、集客できるかどうかはわからない、ビジネスとして「事業性」が低いとなると、「社会貢献」や「ボランティア精神」で、イベント的にやるしかなく、継続してレッスンは難しいと言う事業主も多かった。

民間の新事業として繋げていくには、顧客である車いす利用者にレッスンのことを知ってもらうことが第一であり、体験レッスンや1 dayのイベントなどのプロモーションも必要であると言える。そこから「ニーズ」を増やし、それによって収客できれば、マーケットとして成り立つ可能性はあるということである。

そして、車いすテニスレッスンにおいて最大の促進要因は、国からの補助金や企業からのサポートであり、経済的支援があつてはじめてスクール事業として成り立つ可能性が出てくることが明らかになった。

第2節 提言

2011年に施行されたスポーツ基本法には、障害者スポーツということばは出て

こない。健常者と障害者という異なるカテゴリーのように聞こえる、現在のスポーツの現状から、障害を持つ人々が置かれている社会的環境の改善にも、広く目を向けなければならないと考える。

これまでの障害者やその関係者ばかりが集まる場所から、これからは障害を持つ人自身がもっと外に出て行き、スポーツをする権利があるということを広く認知させる必要があると考える。それが、今後の障害を持つ子どもたちが、自由にスポーツを楽しむという環境に繋がることだと考える。

障害者スポーツを広めるためにも、パラリンピックといった一大イベントの重要性も認識した。日本ではパラリンピックの所管省庁は厚生労働省で、リハビリや障害者の社会参加のツールの一環としてのみ捉えられてきた。ところが、世界では競技スポーツとして発展し、そのスピードは加速している。その流れに日本がついていけずにいるということが、パラリンピックへの関心の薄さに表れているという（伊藤2012）。

日本の障害者のスポーツ大会に行くと、選手の家族やサポートする関係者以外、ほとんど観客はいない。つまり、障害者スポーツへの意識の違いが根本的な原因にあると言われている。障害者スポーツの試合観戦を促したり、健常者にも障害者スポーツに触れる機会を提供するなど、障害者スポーツに関する情報発信、障害者スポーツの場の整備、障害者スポーツへの取組体制等を強化することが重要だと言える。

第3節 本研究の限界と今後の課題

本研究の限界・課題として、いくつかの点が挙げられる。

まず、他のスポーツ競技への汎用性が低く、他競技と比較検証することが難しいことが挙げられる。車いすを利用した障害者スポーツには、応用が可能であるが、他競技へ応用する際は質問項目の再検討が必要である。

次に、今回の調査対象を東京都内の事業者を対象にしており、民間のスポーツ施設においての全国規模の包括的な調査はほとんど行っていない。他の都道府県

の事業者では、阻害要因や促進要因に違いが認められる可能性があり、研究範囲を広げて調査する必要がある。

そして本研究では、身体障害者の中の車いす使用者に限定しており、知的障害者や精神障害者、身体障害者でも義足の人や上肢障害者は対象外である。民間での障害者スポーツの普及を今後の課題として扱った場合、障害の種類や程度に応じたきめ細やかな配慮が必要であり、決して一律には論じられない難しさがある。今後も調査、分析、予測を継続し、情報を蓄積することが重要であると考えている。

引用・参考文献

- ・伊藤数子(2012)『ようこそ、障害者スポーツへ』廣済堂出版
- ・オーストラリア・スポーツコミッション(2009)障害者のスポーツ参加
<http://www.abs.gov.au/ausstats/abs@.nsf/Products/4156.0.55.001~Dec+2009~Main+Features~Participation+in+Sport+by+People+with+a+Disability?OpenDocument>
- ・Australian Sport Commission (2010) Sports CONNECT: Disability Sector Education Resource Project,
http://www.ausport.gov.au/participating/disability/get_involved/pathways
- ・岡村純(2004)『質的研究の看護学領域への展開：社会調査方法論の視点から』
「沖縄県立看護大学紀要」p5、3～14
- ・川喜田二郎(1967)『発想法—創造性開発のために—』中央公論新社
- ・川喜田二郎(1970)『続・発想法—K J法の展開と応用』中央公論新社
- ・川喜田二郎(1996)『K J法：渾沌をして語らしめる』中央公論社
- ・木下康仁編(2005)『分野別実践編グラウンデッド・セオリー・アプローチ』弘文堂
- ・木下康仁(2007)ライブ講義M-GTA —実践的質的研究法 修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチのすべて 弘文堂
- ・西條剛央(2007)『ライブ講義・質的研究とは何か』新曜社
- ・笹川スポーツ財団(2010)『「諸外国から学ぶスポーツ基本法 改訂版」
笹川スポーツ財団
- ・佐藤郁哉(2008)『質的データ分析法』新曜社
- ・芝田徳造(1985)『ヨーロッパにおける障害者のスポーツ』「立命館産業社会論集」
20巻4号
- ・鈴木淳子(2005)『調査的面接の技法』ナカニシヤ出版
- ・高橋豪仁・佐藤光宏(1995)『身体障害者のスポーツに関する調査研究』「徳島文理大学
研究紀要49」
- ・高橋豪仁・藤田紀昭・黒須充(1998)『第31 回全国身体障害者スポーツ大会出場者のス
ポーツ活動に関する研究』「奈良教育大学紀要」 人文・社会科学

- ・ 高橋明(2004)『障害者とスポーツ』岩波新書
- ・ 鶴見幸子(2011)『障害者向けオーダーメイド運動プログラム開発のための、障害福祉サービスにおける日中活動プログラムに関する調査』日本フィットネス協会
- ・ 東京都スポーツ振興局(2012)『東京都障害者スポーツ振興計画』
<http://www.metro.tokyo.jp/INET/KEIKAKU/2012/03/70m3s200.htm> (2012/1/4)
- ・ Tripp, A., French, R., & Sherrill, C. (1995)『Contact theory and attitudes of children in physical education programs toward peers with disabilities』「Adapted Physical Activity Quarterly」12, 323-332
- ・ 内閣府(2008)『障害者施策総合調査』文部科学省
- ・ 日本マーケティング協会(2003)『マーケティング・ベーシック基礎理論からその応用実践に向けて』同文館
- ・ 藤田紀昭(1998)『障害者のスポーツ参加を阻む社会的・心理的要因に関する研究』「科学研究費助成事業データベース」研究課題番号：09780097
- ・ 藤田紀昭(1999)『障害者スポーツセンターの実態と課題に関する研究』
「日本福祉大学研究紀要」p 100、1-43
- ・ 藤田紀昭(2003)『身体障害者施設における運動・スポーツの実施状況に関する調査研究』「障害者スポーツ科学」1(1):64-72
- ・ 藤田紀昭(2008)『障害者スポーツの世界アダプテッド・スポーツとは何か』
角川学芸出版
- ・ 藤田紀昭(2010)『障害者スポーツ施設に関する研究』笹川スポーツ財団
- ・ 船橋孝恵(2005)『教養としてのスポーツ心理学 徳永幹雄編』大修館書店 p. 152
- ・ 松田恵示・松尾哲矢・安松幹展 編(2010)『福祉社会のアミューズメントとスポーツ』世界思想社

付録・質問用紙

資料 1

テニスクラブ
テニススクール
代表者様

車いすテニスに関する調査

2012 年 11 月吉日

ご協力をお願い

拝啓 時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

私は、早稲田大学スポーツ科学研究科修士課程にて、スポーツ政策を研究している後藤淳子と申します。現在、障害者スポーツについて研究を行いながら、障害者スポーツセンターで車いすテニスのお手伝いをさせていただいております。

パラリンピック 2 連覇を達成した車いすテニスの金メダリストをはじめ、スポーツ基本法に障害者スポーツが盛り込まれるなど、わが国の障害者スポーツを取り巻く環境も変わりつつあります。障害のない子どもがプロ野球選手やサッカー選手に憧れるように、障害のある子どもたちにもプロのスポーツ選手になれるのだという夢を与えたいと、プロ宣言をした車いすテニスの国枝選手は述べていますが、障害のある子どもたちに将来の夢を聞くアンケートでは、スポーツ選手が上位に挙がってくることはなく、車いすテニスにおいては国内でスクールを探してもほとんどないのが現状です。

子どもたちに障害者スポーツをもっと知ってもらいたい、観てもらいたい、楽しんでもらいたいと強く感じていますが、具体的には、障害者にスポーツを教えられる指導者の不足、施設の不足があげられ、容易にスポーツに参加できる環境は整えられているとはいえません。

諸外国の障害者スポーツの取り組みや社会の在り方をみると、健常者と障害者の区別はなく、障害者は地域のスポーツ施設を利用していますが、わが国でも、民間のスポーツ施設を利用できれば、障害者がスポーツに参加できる環境は改善されるのではないかと考えております。

そこで、皆さまが車いすテニスについてどのようなお考えをもっているか、どのように対応されているか、車いすテニスの現状と問題点について調査を行い、障害者スポーツのさらなる普及と後進の育成のための資料として活用したいと思っております。

お答えいただいた内容は、すべて統計的に処理し、個人に関する情報が特定され、公表されることは決してないこととお約束いたします。

なお、回答されました調査用紙は、11 月 20 日までに FAX でご回答いただければ幸いです。お忙しいところ誠に恐縮でございますが、調査の主旨をご理解いただき、調査にご協力くださいますようお願い申し上げます。

ご不明な点などございましたら、遠慮なくお問い合わせください。

敬具

<本件問い合わせ先>

早稲田大学大学院 スポーツ科学研究科

後藤 淳子

〒000-0000 東京都0000000000

TEL/FAX :

E-mail :

資料 2

車いすテニスレッスンについての調査

Q1. 車いすテニスレッスンのお問い合わせを受けたことがありますか。

- (1) ある (2) ない

Q2. 車いすテニスのレッスンをおこなっていますか。(ひとつだけ)

- (1) 定期的におこなっている → Q6へ
- (2) 不定期だがおこなっている（イベント・プライベートレッスン） → Q6へ
- (3) おこなっていない → Q3へ

Q3. 車いすテニスレッスンの開設は可能ですか。(ひとつだけ)

- (1) 開設する予定があり、準備期間である (準備期間 月 日 月間) →Q6へ
- (2) 開設するには問題の解決が必要であり、解決できれば開設は可能である →Q4へ
- (3) 開設は可能であるが、開設していない
(理由) →Q6へ
- (4) 開設は考えていない
(理由) →Q6へ

Q4. 車いすテニスレッスンをできない理由として、どのようなことが考えられますか。(いくつでも)

<サービス>

- (1) 車いすテニスについて、コーチ個人の知識やスキルが不足している
- (2) 車いすテニスを指導できるコーチを確保できない
- (3) 障害者に対する知識がない
- (4) その他（ ）

<設備>

- (1) 車いすに対応できる駐車場がない
- (2) 段差や階段があり、車いすのままでは施設に入れない
- (3) 競技用の車いすが用意できない
- (4) 車いすを使用することによってテニスコートが傷む
- (5) その他（ ）

＜事業性＞

- (1) 施設を車いす対応の設備とすると投資負担が大きい
- (2) 車いすテニスの事業性・将来性が不透明
- (3) 障害者から費用を徴収することが困難
- (4) タイムスケジュールの都合でクラスの新設が難しい
- (5) 要望があるかどうか分からない
- (6) その他（ ）

(1) 1～10人
(2) 11～20人
(3) 21～30人
(4) それ以上()人

- (1) 行政等による補助金・助成金による経済的支援
- (2) 車いすテニスについてスキルアップのための講習会
- (3) 車いすテニスを指導できる人材の確保
- (4) 企業が社会的貢献の一環として支援を行う
- (5) 車いすテニスの要望が増える
- (6) 車いすテニスの事業性に対する具体的提案
- (7) その他（ ）

(1) 協力できる → Q8へ (2) 協力できない → Q9へ

--

FAX:

資料 3

インタビュー用紙

***趣旨**

車いすテニスにおいては国内でスクールを探してもほとんどありません。諸外国の障害者スポーツの取り組みや社会の在り方をみると、健常者と障害者の区別はなく、障害者は地域のスポーツ施設を利用しています。わが国でも、民間のスポーツ施設を利用できれば、障害者がスポーツに参加できる環境は改善されるのではないかと考えています。

***時間：30分**

***半構造化面接**

***質問内容**

- ・ 障害者から、車いすテニスに関する問い合わせはありますか。
- ・ 障害者を対象にレッスンをすることをどう思われますか。
- ・ 障害者が民間の施設を利用することについてどう思われますか。
- ・ 車いすテニスレッスンを開設するにはどうしたらいいと考えますか。
- ・ 車いすテニスを広めるために、何が必要だと思われますか。
- ・ 協会や国への要望など、自由なコメントをお願いします。

謝辞

早稲田大学大学院での1年間は、今までの人生を振り返り、そしてこれからの人生をどう生きるか、自分自身を見つめ直す貴重な時間となりました。

学生として私を受け入れていただき、ご指導ご鞭撻を賜りました間野義之先生には心より感謝申し上げます。

また、副査をご快諾いただき、ご助言を頂きました礪先生、作野先生、澤井先生にも深く感謝申し上げます。

研究について何もわからなかった私に、的確なアドバイスをくださった藤原さん、舟橋さん、M1・M2の皆さん、OB・OGの皆さま、本当にありがとうございました。感謝申し上げます。

調査にご協力を頂きました、日本テニス事業協会の雑賀会長、加藤事務局長、アンケートやインタビューに答えてくださった会員の皆さま、多くの方々に支えられ、ご指導をいただきましたことを、この場を借りて、厚くお礼申し上げます。

そして何より、多くの時間を共有し、支えてくださった同期の矢倉さん、吉田さん、湊さん、根本さん、小笠原さん、佐々木さん、我部さん、桂田さん、高嶋さん、斉藤さん、常にお世話になり続けた1年間でしたが、皆さんに出会えてよかったと、本当に感謝しております。

最後になりましたが、私の大学院生活を支え続けてくれた主人と、応援してくれた子供たち、励ましてくれた母や弟、大好きだった父に、変わらぬ感謝の気持ちを表します。

2013年2月21日

後藤 淳子